

京都市集会所新築等補助金交付規則施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、京都市集会所新築等補助金交付規則（以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、規則の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業に要する経費)

第2条 規則第4条第1項に定める「補助事業に要する経費」は、建物本体の工事に係る経費とし、次の経費は対象外とする。

- (1) 土地購入費、賃借料
- (2) 既存建物等解体取壊費、整地費
- (3) 付帯工事費（外堀、植樹、側溝整備、屋外掲示板、銘板、室名札等）
- (4) 隣地対策費
- (5) 各種保険料
- (6) 税金（消費税は除く）
- (7) 上下水道加入申込金等の納付金
- (8) 備品購入費（カーテン、机、いす、黒板等）
- (9) 小修繕のみを行うための経費（畳・襖の張替え、壁の塗装等）
- (10) その他、建物本体の工事に係ると認められない経費

2 集会所と他の施設が併設されている場合は、所有関係や占有範囲が明確になっていることを条件として、次のとおり交付対象経費として認める。

- (1) 主体構造部分（屋根、基礎、柱、外壁等）及び共用部分（トイレ、玄関等）は、工事に係る経費を占有面積割合で按分した額
- (2) 占有部分は工事に係る経費

(寄付金)

第3条 規則第4条第1項第2号に定める「地域再生法第13条の2に規定する寄附として受けた寄付金のうち特定の自治会等が行う集会所の新築等を指定して寄付されたもの等（以下「寄付金」という。）」は、地方自治法第96条第1項第9号に規定する負担付きの寄附を除くものとする。

2 寄付金の取扱は次のとおりとする。

- (1) 寄付金として受けた額の9割に相当する額を予算の範囲内において補助金として交付する。
- (2) 寄付金として受けた額の1割に相当する額については、地域振興に係る事業費として活用する。
- (3) 寄付金については、市長がその使途及び支出方法を決定する。
- (4) 寄付金については、予定される補助事業を中止した場合等においても、市長がその使途及び支出方法を決定する。

(交付申請書の添付書類)

第4条 規則第5条第3項第8号に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 原則として京都市公契約基本条例第2条第2号に規定する市内中小企業2社以上の相見積書
- (2) 新築、改築等の場合には、建築基準法等の関係法令に適合した工事であることを証する書類

(軽微な変更)

第5条 条例第11条第1項第1号に規定する市長等が定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助目的達成のために関連する事業間の弾力的な遂行を認める必要がある場合
- (2) 補助目的の変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者等の自由な創意工夫により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
- (3) 補助目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部の変更である場合

(変更等の承認)

第6条 交付決定自治会等の代表者が、規則第6条に定める申請事項の変更をし、又は補助事業の中止をしようとするときは、次の事項を市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定自治会等の主たる事務所の所在地、名称及び代表者名
- (2) 交付決定を受けた事業の名称
- (3) 変更又は中止しようとしている内容
- (4) 変更又は中止しようとしている理由

(実績報告書の添付書類)

第7条 規則第7条第2項第2号に定める領収書等の書類について、補助金の交付を受けるまで工事費用の支払いができない場合は、請求書等の工事費用を明らかにする書類を実績報告書に添付することとする。

2 前項の場合、交付決定自治会等は工事費用を支払い次第、領収書等の書類を市長に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第8条 規則第8条により補助金の概算払を受けようとするときは、次の書類を添えて市長に請求しなければならない。

- (1) 工事に着手したときは、工事着手届及び工事に着手したことを証する写真等の書類
- (2) 工事の6割が完了したときは工事6割完了届及び工事の6割が完了したことを証する写真等の書類

附 則

この細則は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月31日）

この細則は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和５年３月３１日）

この細則は、令和５年４月１日から適用する。